

書面の電磁的方法による交付に係る取扱規程

第1条 (規程の趣旨)

この規程は、株式会社 Custodiem（以下「当社」といいます。）が、第2条で規定するお客様に対する書面（以下「対象交付書面」といいます。）の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）による交付（以下、「電子交付」といいます。）を行う場合の交付方法等（以下、「電子交付サービス」といいます。）について定めたものです。お客様が、当社所定の手続きにより電子交付および本規程を承諾した場合、本規程と同内容の合意が当社とお客様の間で成立するものとします。

第2条 (電子交付の適用範囲)

第1条に定める電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、第5条に定める方法をもって、書面交付に代える交付方法をいいます。なお、当社が、お客様において電子交付サービスを利用いただくことが不相当と判断した場合には、電子交付サービスの利用をお断りすることがあります。

第3条 (対象書面)

電子交付の対象となる書面は、資金決済法、暗号資産交換業者に関する内閣府令、金融商品取引法、金融商品取引法施行令、金融商品取引業等に関する内閣府令等において規定されている電子交付が認められている書面及び当社が提供するその他の報告書のうち、当社が定め、当社サイト上に電子交付を行う書面として掲げる書面とします。

2. 当社は、対象書面を追加する場合には、当社サイトにて当該対象書面を電子交付する書面として追加する旨を公表するものとします。本規程を承諾したお客様については、予め対象書面の追加に同意するものとします。
3. 当社は、対象書面の電子交付を開始する時期を当社サイトで公表するものとします。
4. お客様が本サービスの利用申込みを行う場合、対象書面がすべて電子交付されることを了承しているものとし、対象書面の一部のみを電磁的方法によらずに書面にて交付等を受けることはできないものとします。

第4条 (電子交付の承諾)

お客様は本規程の内容を承諾いただいた上で、対象書面の電子交付に同意いただきます。この同意は、対象書面すべてについて行っていただきます。

2. お客様が電子交付を承諾された後であっても、当社の都合により、対象書面を電子交

付によらず、書面で交付させていただくことがあります。

3. 本規程に基づく対象書面の電子交付にご同意いただけない場合には、当社はおお客様に対する暗号資産交換サービスの提供を停止できるものとします。

第5条 (電子交付の方法)

電子交付された対象書面（以下「電子書面」といいます。）は、PDF ファイルで提供します。電子書面を閲覧するためには、PDF ファイル閲覧用ソフトウェア (Acrobat Reader 等) が必要となります。PDF ファイル閲覧用ソフトウェアをお持ちでないお客様は、最新バージョンの Acrobat Reader 等をダウンロードください。

2. 当社は、以下のいずれかの方法により、電磁的方法によらない対象書面の交付等に代えて当該書面の記載事項をお客様に提供するものとします。但し、交付方法は対象書面ごとに当社が定めるものとします。
 - 1) 当社サイトにおけるお客様ページと当社データベース上の閲覧ファイルをリンクさせ、当該閲覧ファイルに対象書面の記載事項を記録して、お客様による閲覧を可能とする方法。
 - 2) 当社サイトの画面と当社データベースの閲覧ファイルをリンクさせ、当該閲覧ファイルに対象書面の記載事項を記録して、お客様による閲覧を可能とする方法。
3. 電子書面の記載事項は、電子交付により閲覧可能となった日から 5 年間閲覧することができます。なお、口座解約される場合は、電子書面の閲覧ができなくなりますので、事前にお客様ご自身でダウンロード又は印字のうえ保管してください。
4. 当社は、お客様にあらかじめ通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法を変更する場合があります。この場合、当社は、かかる変更によって生じたお客様の損害についてその責を負わないものとします。

第6条 (電子交付サービスの終了)

以下のいずれかに該当する場合は電子交付サービスに係る合意は解約され終了します。

- 1) お客様と当社との間の暗号資産取引に係る契約の解約
- 2) お客様が電子交付の内容または本規程の変更にご同意いただけない場合
- 3) 当社の判断により当社のすべてのお客様に対し電子交付サービスの提供を終了した場合
- 4) お客様が当社所定の方法により電子交付サービスの利用中止を申し出た場合
- 5) やむを得ない事由により、当社が電子交付サービスの中止を申し出た場合

第7条 (規程の変更)

この規程は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新

たな義務を課すものであるときは、その変更事項を当社ホームページ等で掲示するなど、当社の手定めの方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、変更にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

第8条 (電子交付サービスの停止)

当社は、電子交付サービスの緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め告知することなく、電子交付サービスの全部又は一部を停止することがあります。

第9条 (免責)

当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。

- 1) 通信機器、通信回線およびコンピュータ（ハード、ソフト）等のシステム機器の障害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、情報内容の誤謬等。
- 2) 天変地異などによる損害。
- 3) その他、当社の責に帰することができない事由により電子交付が利用できなくなったことによる損害。

以 上
2020年4月27日改定
2022年4月1日改訂

新旧対照表

改正資金決済法、改正金融商品取引法等に合わせた用語の整理を行っております。